

積立式期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは、1回100円以上とします。
- (2) この預金は現金による預入れのほか、口座振替により預入れることができます。現金預入れの場合は、必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れの都度、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金について満期日を定める場合には預入金額ごとに指定してください。
- (2) 満期日は、前記(1)に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (3) 前記(1)または(2)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(1)または(2)により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - A. 1年以上2年未満……当金庫所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
 - ② 前記①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算します。

 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定」または「積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】」を参照ください。

以 上